

## ○交換分合実施要領（平成10年5月20日付け10構改B第167号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

(下線かつ赤字部分は改正部分)

改正後	現行（最終改正：令和元年9月19日付け元農振第1730号農林水産省農村振興局長通知）
<p><b>第1 目的</b></p> <p>1 我が国農業は、国際化に対応し得る効率的・安定的な農業構造と農業経営の確立を図ることが、緊急の課題となっているところである。</p> <p>このためには、地域における合意形成と複雑な農用地の権利関係の適切な処理を図り、分散し、かつ錯綜している農用地の集団化とともに、これに併せて育成すべき経営体への<u>農地中間管理権及び利用権（以下「農地中間管理権等」という。）の設定等</u>による経営規模の拡大を図り、農用地利用の集積を効率的に促進することが必要である。</p> <p>交換分合は、このような状況に的確に対応し得る事業であることから、その円滑、適正な実施を図り、農用地の集団化その他農業構造の改善及び合理的な土地利用の構築に資することを目的とする。</p> <p>2 本事業の実施については、農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）及び農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）、<u>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）、中山間地域農業農村総合整備事業実施要領（令和2年3月31日付け元農振第2792号農林水産省農村振興局長通知）</u>に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p><b>第2 事業実施主体</b></p> <p>農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村とする。</p>	<p><b>第1 目的</b></p> <p>1 我が国農業は、国際化に対応し得る効率的・安定的な農業構造と農業経営の確立を図ることが、緊急の課題となっているところである。</p> <p>このためには、地域における合意形成と複雑な農用地の権利関係の適切な処理を図り、分散し、かつ錯綜している農用地の集団化とともに、これに併せて育成すべき経営体への<u>利用権設定等</u>による経営規模の拡大を図り、農用地利用の集積を効率的に促進することが必要である。</p> <p>交換分合は、このような状況に的確に対応し得る事業であることから、その円滑、適正な実施を図り、農用地の集団化その他農業構造の改善及び合理的な土地利用の構築に資することを目的とする。</p> <p>2 本事業の実施については、農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）及び農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p><b>第2 事業実施主体</b></p> <p>農業委員会、土地改良区、農業協同組合、<u>農地利用集積円滑化団体</u>、農地中間管理機構又は市町村とする。</p>

### 第3 事業及び選択業務の内容等

#### 1 基本型交換分合

##### (1) 事業の内容

所有権相互、所有権以外の権利相互の交換に併せ、新たな所有権移転、農地中間管理権等設定及び農作業受委託の取組活動を行い、地区全体としての農用地の集団化を図るとともに、育成すべき経営体への農用地の利用集積を促進することを内容とする事業である。

##### (2) (略)

#### 2 選択業務

##### (1) (略)

##### (2) 農地売買等事業関連業務

基本型交換分合の事業内容に加え、農地売買等事業（基盤強化法第7条第1項第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）により、規模縮小や離農を希望する農家が所有する不規則・散発的に発生した農用地を農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が保有することにより、同法人が他に保有している農用地と併せて、交換分合により育成すべき経営体への円滑な集積を図る業務である。

##### (3) ・ (4) (略)

#### 3・4 (略)

### 第4 作業項目

#### (1) ～ (10) (略)

(11) 農地中間管理権等の設定等による農用地の集団化と経営規模拡大の促進

#### (12) ～ (18) (略)

### 第5～第7 (略)

### 第3 事業及び選択業務の内容等

#### 1 基本型交換分合

##### (1) 事業の内容

所有権相互、所有権以外の権利相互の交換に併せ、新たな所有権移転、利用権設定及び農作業受委託の取組活動を行い、地区全体としての農用地の集団化を図るとともに、育成すべき経営体への農用地の利用集積を促進することを内容とする事業である。

##### (2) (略)

#### 2 選択業務

##### (1) (略)

##### (2) 農地売買等事業関連業務

基本型交換分合の事業内容に加え、農地売買等事業（基盤強化法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）により、規模縮小や離農を希望する農家が所有する不規則・散発的に発生した農用地を農地利用集積円滑化団体（基盤強化法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が保有することにより、同法人が他に保有している農用地と併せて、交換分合により育成すべき経営体への円滑な集積を図る業務である。

##### (3) ・ (4) (略)

#### 3・4 (略)

### 第4 作業項目

#### (1) ～ (10) (略)

(11) 利用権設定等による農用地の集団化と経営規模拡大の促進

#### (12) ～ (18) (略)

### 第5～第7 (略)

第8 法第102条第2項ただし書又は第3項ただし書の規定による同意書の取扱い

法第102条第2項ただし書又は第3項ただし書（第104条、第107条、第111条において準用する場合を含む。）の規定による同意書は、各区分ごとに作成し、関係様式の末尾にあらかじめ添付しておくこと。

（削る。）

附 則（令和4年3月29日付け3農振第2916号）

- 1 この要領は、令和4年3月29日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、この要領による改正前の交換分合実施要領（令和元年9月19日付け元農振第1730号農林水産省構造改善局長通知）の規定に基づき実施され、この要領の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

（別紙）

交換分合作業要領

第1 調査地区内農用地等状況調査

- 1 （略）
- 2 権利関係等の調査
  - （1）・（2） （略）
  - （3）農地売買等事業関連業務を実施しようとする地区にあっては、農地中間管理機構の所有及び貸付農用地の状況を農地中間管理機構の関係簿書及び農業委員会の農地基本台帳により調査し、（1）の③及び④に準じて各筆調書に記入するものとする。

第8 法第102条第2項ただし書又は第3項ただし書の規定による同意書の取扱い

1 法第102条第2項ただし書又は第3項ただし書（第104条、第107条、第111条において準用する場合を含む。）の規定による同意書は、各区分ごとに作成し、関係様式の末尾にあらかじめ添付しておくこと。

2 同意を得るに当たっては、綴込の各用紙の綴目に事業実施主体の公印をもって契印を押印した交換分合計画書によるものとし、同意書は署名、押印の上、交換分合計画書中の関係明細書の綴目に契印を押印しなければならない。

（別紙）

交換分合作業要領

第1 調査地区内農用地等状況調査

- 1 （略）
- 2 権利関係等の調査
  - （1）・（2） （略）
  - （3）農地売買等事業関連業務を実施しようとする地区にあっては、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の所有及び貸付農用地の状況を農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の関係簿書及び農業委員会の農地基本台帳により調査し、（1）の③及び④に準じて各筆調書に記入するものとする。

3・4 (略)

## 第2～第6 (略)

### 第7 農業委員会の発意による交換分合の実施

1 (略)

2 交換分合を行うべき農用地及び交換分合計画の概要の公告に係る同意徴集

(1) 1の公告に係る同意については、法第97条第2項の規定に基づき、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の二分の一以上の同意を必要とし、同意書の様式は別紙様式第8号によるものとする。

なお、以後の事業の円滑な実施を図るために、同意徴集はできる限りの多くの同意を得るように努めるものとする。

(2) (略)

### 第8 関係農家の請求による交換分合の実施

法第97条第1項の規定に基づき、権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者二人以上（以下「請求人」という。）が、農業委員会に交換分合を行うべきことを請求する場合における請求書及び土地改良法施行規則（昭和24年省令第75号）第77条第1項に規定する同意書の様式は別紙様式第9号及び第8号によるものとする。

なお、請求人は、同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が2人以上の者の共有に属する場合は、各種説明会等の機会を通じて、法第113条の2第4項の規定による通知を提出するよう促すものとする。

### 第9 土地改良区等による交換分合の実施

法における交換分合の事業実施主体としては、農業委員会のほ

3・4 (略)

## 第2～第6 (略)

### 第7 農業委員会の発意による交換分合の実施

1 (略)

2 交換分合を行うべき農用地及び交換分合計画の概要の公告に係る同意徴集

(1) 1の公告に係る同意については、法第97条第2項の規定に基づき、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の二分の一以上の同意を必要とし、その同意には、署名（記名を含む。）及び押印を得ることが必要であるが、同意署名簿の様式は別紙様式第8号によるものとする。

なお、以後の事業の円滑な実施を図るために、同意徴集はできる限りの多くの同意を得るように努めるものとする。

(2) (略)

### 第8 関係農家の請求による交換分合の実施

法第97条第1項の規定に基づき、権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者二人以上（以下「請求人」という。）が、農業委員会に交換分合を行うべきことを請求する場合における請求書及び土地改良法施行規則（昭和24年省令第75号）第77条第1項に規定する同意署名簿の様式は別紙様式第9号及び第8号によるものとする。

なお、請求人は、同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が2人以上の者の共有に属する場合は、各種説明会等の機会を通じて、法第113条の2第4項の規定による通知を提出するよう促すものとする。

### 第9 土地改良区等による交換分合の実施

法における交換分合の事業実施主体としては、農業委員会のほ

かに、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村が認められているところであるが、これらが事業実施主体の場合には、第7及び第8の手続を行う必要がなく、同意徴集については第18に規定されているところによるので、留意すること。

## 第10 (略)

### 第11 農地中間管理権等の設定等による農用地の集団化及び経営規模拡大の促進

#### 1 農地中間管理権等の設定、農作業受委託の推進

交換分合計画推進委員会において、交換分合による農用地の集団化に併せて経営規模の拡大を図ろうとする農家に農用地の利用集積が促進されるように検討を行うとともに、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、市町村その他関係機関との連携に留意し、その役割分担を確認しつつ、互いの協力関係を構築し、農用地の所有権移転、農地中間管理権等の設定、農作業受委託が促進されるよう取組を行うものとする。

#### 2 (略)

##### ① 農地売買等事業関連業務

経営規模縮小希望農家の農用地と農地売買等事業を活用した経営規模拡大希望農家への利用集積等について、交換分合計画推進委員会において検討を行うとともに、農地中間管理機構及び関係権利者と協議・調整を行うものとする。

##### ② (略)

#### 3 換地処分併せ業務を実施する地区にあつては、換地業務に伴う農地中間管理権等の設定、農作業受委託の合意形成の促進に関連しての経営規模拡大の効率的な推進に資するものことから、換地業務作業との一体的な連携・調整を図ることが必要である。

### 第12 農地中間管理権等の設定等による農用地の集団化及び経営規模

かに、土地改良区、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構又は市町村が認められているところであるが、これらが事業実施主体の場合には、第7及び第8の手続を行う必要がなく、同意徴集については第18に規定されているところによるので、留意すること。

## 第10 (略)

### 第11 利用権設定等による農用地の集団化及び経営規模拡大の促進

#### 1 利用権の設定等、農作業受委託の推進

交換分合計画推進委員会において、交換分合による農用地の集団化に併せて経営規模の拡大を図ろうとする農家に農用地の利用集積が促進されるように検討を行うとともに、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、市町村その他関係機関との連携に留意し、その役割分担を確認しつつ、互いの協力関係を構築し、農用地の所有権移転、利用権の設定、農作業受委託が促進されるよう取組を行うものとする。

#### 2 (略)

##### ① 農地売買等事業関連業務

経営規模縮小希望農家の農用地と農地売買等事業を活用した経営規模拡大希望農家への利用集積等について、交換分合計画推進委員会において検討を行うとともに、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構及び関係権利者と協議・調整を行うものとする。

##### ② (略)

#### 3 換地処分併せ業務を実施する地区にあつては、換地業務に伴う利用権の設定、農作業受委託の合意形成の促進に関連しての経営規模拡大の効率的な推進に資するものことから、換地業務作業との一体的な連携・調整を図ることが必要である。

### 第12 利用権設定等による農用地の集団化及び経営規模拡大の促進の

## 拡大の促進の取組の整理

### 1 経営規模拡大調書の作成

第11の1及び2による**農地中間管理権等**の設定等による経営規模拡大の促進の取組については、交換分合計画策定の資料とするため、経営規模拡大調書（別紙様式第17号）を作成するものとする。

### 2・3 （略）

## 第13～第15 （略）

## 第16 **農地中間管理権等**の設定等による経営規模拡大の取組の整理

### 1 **農地中間管理権等**設定等調書及び経営等農用地調書

交換分合に伴う**農地中間管理権等**の設定、農作業受委託の推進の取組の整理を別紙様式第21号及び第22号により作成するものとする。

### 2・3 （略）

## 第17 （略）

## 第18 交換分合計画の決定に係る関係権利者の同意徴集等

### 1・2 （略）

### 3 農業協同組合又は農地中間管理機構が事業実施主体の場合

#### （1）総会の議決及び関係権利者の同意

法第100条第1項の規定に基づき、関係権利者の同意を得る前に総会の議決（総会を置かない農地中間管理機構にあっては、同法人の理事が組織する会議の議決又は決定）を得るとともに、関係権利者の同意は所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するすべての者の同意を得ることが必要であるので、留意すること。

#### （2）（略）

### 4 （略）

## 取組の整理

### 1 経営規模拡大調書の作成

第11の1及び2による**利用権**設定等による経営規模拡大の促進の取組については、交換分合計画策定の資料とするため、経営規模拡大調書（別紙様式第17号）を作成するものとする。

### 2・3 （略）

## 第13～第15 （略）

## 第16 **利用権**設定等による経営規模拡大の取組の整理

### 1 **利用権**設定等調書及び経営等農用地調書

交換分合に伴う**利用権**の設定、農作業受委託の推進の取組の整理を別紙様式第21号及び第22号により作成するものとする。

### 2・3 （略）

## 第17 （略）

## 第18 交換分合計画の決定に係る関係権利者の同意徴集等

### 1・2 （略）

### 3 農業協同組合、**農地利用集積円滑化団体**又は農地中間管理機構が事業実施主体の場合

#### （1）総会の議決及び関係権利者の同意

法第100条第1項の規定に基づき、関係権利者の同意を得る前に総会の議決（総会を置かない**農地利用集積円滑化団体又は**農地中間管理機構にあっては、同法人の理事が組織する会議の議決又は決定）を得るとともに、関係権利者の同意は所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するすべての者の同意を得ることが必要であるので、留意すること。

#### （2）（略）

### 4 （略）

### 第19 都道府県知事に対する交換分合計画の認可申請

交換分合計画の認可申請書（別紙様式第31号）に添付する書類は、各事業実施主体ごとに次のとおりであるので、留意すること。

#### 1 農業委員会が申請する場合

(1) 法第97条第1項の規定に基づく関係農家の請求に伴う同意書（別紙様式第8号）又は同条第2項の規定に基づく農業委員会の発意に伴う同意書（別紙様式第8号）及び同条第3の規定に基づく同意書（別紙様式第26号）

(2)～(5) (略)

#### 2 (略)

#### 3 農業協同組合又は農地中間管理機構が申請する場合

(1) 法第100条第1項の規定に基づく同意書（別紙様式第26号）

(2)～(4) (略)

#### 4 (略)

第20～第21 (略)

### 第19 都道府県知事に対する交換分合計画の認可申請

交換分合計画の認可申請書（別紙様式第31号）に添付する書類は、各事業実施主体ごとに次のとおりであるので、留意すること。

#### 1 農業委員会が申請する場合

(1) 法第97条第1項の規定に基づく関係農家の請求に伴う同意署名簿（別紙様式第8号）又は同条第2項の規定に基づく農業委員会の発意に伴う同意署名簿（別紙様式第8号）及び同条第3の規定に基づく同意署名簿（別紙様式第26号）

(2)～(5) (略)

#### 2 (略)

#### 3 農業協同組合、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が申請する場合

(1) 法第100条第1項の規定に基づく同意署名簿（別紙様式第26号）

(2)～(4) (略)

#### 4 (略)

第20～第21 (略)

(別紙様式第 1 号) ~ (別紙様式第 4 号) (略)

(別紙様式第 5 号)

農家意向調査(例)

1 ~ 4 (略)

5 農用地の集団化を図る場合に、次の中でこの地域で必要と思われるものに○印を付してください。(この場合はいくつ○印を付してもよい。)

ア~ウ (略)

エ 農地中間管理機構の保有する農用地を活用して経営規模を拡大したい。

オ~ク (略)

6 (略)

(別紙様式第 6 号)

(略)

(別紙様式第 1 号) ~ (別紙様式第 4 号) (略)

(別紙様式第 5 号)

農家意向調査(例)

1 ~ 4 (略)

5 農用地の集団化を図る場合に、次の中でこの地域で必要と思われるものに○印を付してください。(この場合はいくつ○印を付してもよい。)

ア~ウ (略)

エ **農地利用集積円滑化団体又は**農地中間管理機構の保有する農用地を活用して経営規模を拡大したい。

オ~ク (略)

6 (略)

(別紙様式第 6 号)

(略)



(別紙様式第7号)

農委告示第〇号

農用地等交換分合計画概要公告

年 月 日開催第 回農業委員会の審議の結果、交換分合を行うべき農用地及びその計画の概要を、土地改良法第97条第2項の規定によって本日より5日間公告する。

記

1. 交換分合を行おうとする農用地

所在	田	畑	その他	計	備考
〇町〇〇地区	録	録	録	録	
△町△△地区					
合計					

2. 交換分合を行うべき目的

(地区の実態に基づいた農用地の集団化その他農業構造の改善に資するものであることを簡潔に記載する。)

3. 交換分合を行う要領

(地区の実態に基づいた農用地の集団化の方法、合意形成の方法、調査の方法、交換分合計画樹立の方法を簡潔に記載する。)

年 月 日

〇〇市(町村)農業委員会  
会長 〇 〇 〇 〇 (削る。)

(別紙様式第7号)

農委告示第〇号

農用地等交換分合計画概要公告

年 月 日開催第 回農業委員会の審議の結果、交換分合を行うべき農用地及びその計画の概要を、土地改良法第97条第2項の規定によって本日より5日間公告する。

記

1. 交換分合を行おうとする農用地

所在	田	畑	その他	計	備考
〇町〇〇地区	録	録	録	録	
△町△△地区					
合計					

2. 交換分合を行うべき目的

(地区の実態に基づいた農用地の集団化その他農業構造の改善に資するものであることを簡潔に記載する。)

3. 交換分合を行う要領

(地区の実態に基づいた農用地の集団化の方法、合意形成の方法、調査の方法、交換分合計画樹立の方法を簡潔に記載する。)

年 月 日

〇〇市(町村)農業委員会  
会長 〇 〇 〇 〇 (印)

(別紙様式第 8 号)

同意書

(土地改良法第 97 条第 1 項による同意の場合、次の一文を記載。)

〇〇地区の交換分合の実施について、土地改良法第 97 条第 1 項の規定により同意します。

(土地改良法第 97 条第 2 項による同意の場合、次の一文を記載。)

年 月 日付け農委告示第〇号で公告のあった〇〇地区の農用地等交換分合計画の概要について、土地改良法第 97 条第 2 項の規定により同意します。

1. 交換分合を行おうとする農用地
  2. 交換分合を行うべき目的
  3. 交換分合を行う要領
- } 土地改良法第 97 条第 2 項に基づく同意の場合は、別紙様式第 7 号「農用地等交換分合計画概要公告」から記載する。
4. 当該農用地について、土地改良法第 97 条第 1 項に掲げる権利を有する者の総数〇〇人
  5. 同意者住所氏名

権利名	住所	氏名

(別紙様式第 8 号)

同意署名簿

(土地改良法第 97 条第 1 項による同意の場合、次の一文を記載。)

〇〇地区の交換分合の実施について、土地改良法第 97 条第 1 項の規定により同意します。

(土地改良法第 97 条第 2 項による同意の場合、次の一文を記載。)

年 月 日付け農委告示第〇号で公告のあった〇〇地区の農用地等交換分合計画の概要について、土地改良法第 97 条第 2 項の規定により同意します。

1. 交換分合を行おうとする農用地
  2. 交換分合を行うべき目的
  3. 交換分合を行う要領
- } 土地改良法第 97 条第 2 項に基づく同意の場合は、別紙様式第 7 号「農用地等交換分合計画概要公告」から記載する。
4. 当該農用地について、土地改良法第 97 条第 1 項に掲げる権利を有する者の総数〇〇人
  5. 同意者住所氏名

権利名	住所	氏名	署名(記名を含む。)	押印

(別紙様式第 9 号)

土地改良法第 2 条第 2 項第 6 号事業 (交換分合) 請求書

土地改良法第 97 条第 1 項の規定により、同法第 2 条第 2 項第 6 号事業 (交換分合) を行うよう関係権利者の 同意書 を添えて請求いたします。

年 月 日

請求者  
○ ○ ○ ○ (削る。)  
○ ○ ○ ○ (削る。)

○○市 (町村) 農業委員会会長

○ ○ ○ ○ 殿

(注) 「同意書」として、別紙様式第 8 号を添付する。

(別紙様式第 9 号)

土地改良法第 2 条第 2 項第 6 号事業 (交換分合) 請求書

土地改良法第 97 条第 1 項の規定により、同法第 2 条第 2 項第 6 号事業 (交換分合) を行うよう関係権利者の 同意署名簿 を添えて請求いたします。

年 月 日

請求者  
○ ○ ○ ○   
○ ○ ○ ○ 

○○市 (町村) 農業委員会会長

○ ○ ○ ○ 殿

(注) 「同意署名簿」として、別紙様式第 8 号を添付する。

(別紙様式第10号) ~ (別紙様式第16号) (略)

(別紙様式第17号)

経営規模拡大調書

1 総括表

育成すべき経営体の住所及び氏名	交換分合前					交換分合後の措置					経営等農用地の面積(合計)の増
	所有権の面積 ①	農地中間管理機構の面積 ②	経営等農用地の面積 ③(①+②)	農地中間管理機構の面積 ④	経営等農用地の面積 ⑤(③+④)	所有権の面積 ①	農地中間管理機構の面積 ②	経営等農用地の面積 ③(①+②)	農地中間管理機構の面積 ④	経営等農用地の面積 ⑤(③+④)	
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計											

(注) (略)

2 育成すべき経営体別内訳

(1) 交換分合前の経営等農用地

育成すべき経営体の住所及び氏名	農地中間管理機構等の内容										農作業の委託の内容										土地の所在(所在地)	
	土地の所在	地番	地目	用途	権利の内容	利用権の種類	設定期間	委託者	水稲作の作業	水稲作以外の作業	委託者	水稲作の作業	水稲作以外の作業	委託者	水稲作の作業	水稲作以外の作業	委託者					
																					ha	
小計																						
小計																						
合計																						

(注) (略)

(別紙様式第10号) ~ (別紙様式第16号) (略)

(別紙様式第17号)

経営規模拡大調書

1 総括表

育成すべき経営体の住所及び氏名	交換分合前					交換分合後の措置					経営等農用地の面積(合計)の増
	所有権の面積 ①	利用権の面積 ②	経営等農用地の面積 ③(①+②)	農地中間管理機構の面積 ④	経営等農用地の面積 ⑤(③+④)	所有権の面積 ①	利用権の面積 ②	経営等農用地の面積 ③(①+②)	農地中間管理機構の面積 ④	経営等農用地の面積 ⑤(③+④)	
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計											

(注) (略)

2 育成すべき経営体別内訳

(1) 交換分合前の経営等農用地

育成すべき経営体の住所及び氏名	農地中間管理機構等の内容										農作業の委託の内容										土地の所在(所在地)		
	土地の所在	地番	地目	用途	権利の内容	利用権の種類	設定期間	委託者	水稲作の作業	水稲作以外の作業	委託者	水稲作の作業	水稲作以外の作業	委託者	水稲作の作業	水稲作以外の作業	委託者						
																						ha	
小計																							
小計																							
合計																							

(注) (略)

(2) 交換分合後の経営等農用地の構想

育成すべき経営体の住所及び氏名																									
圃地番号	土地の所在	地番	地目 (登記)	用途	地積	農地中間管理機構等の内容						農作業の委託の内容						圃地ごとの概況 (1圃地当たりの面積)							
						所有権	権利の内容	農地中間管理機構等の種類		設定期間		委託者		水稲作の作業			水稲作以外の作業			委託者					
						所有権	権利の内容	種類	期間	月	年	住所	氏名	育苗	耕起	代かき	田植え	防除	稲刈	脱穀	全作業	水稲作以外の作業	住所	氏名	
					ha																				ha
小計																									
小計																									
合計																									

(注) (略)

(別紙様式第18号)

耕作放棄地対策調査

地区名		事業主体	
-----	--	------	--

1. 耕作放棄地面積及び復元工事に係る工事対象面積

(1) 耕作放棄地面積:      ha      (2) 復元に係る工事対象面積      ha (初年度実施面積      ha)

2. 耕作放棄地の状況

.....

3. 復元工事の内容

全体内容			初年度内容		
工事費	面積	備考	工事費	面積	備考
千円	ha		千円	ha	

4. 復元後の措置

区分	所有権移転	農地中間管理機構等設定	農作業委託	合計
全体面積	ha	ha	ha	ha
経営体への集積面積				

(注) ① 「2の耕作放棄地の状況」については、耕作放棄の期間の他、「萱類が密生している。」「畦畔が破損している。」「暗渠が機能していない。」等の内容を記載する。  
 ② 「3の復元工事の内容」は、全体内容と初年度に分け記載することし、「備考」欄には、工種（刈払、雑物除去、表土整地、畦畔復旧、暗渠復旧等）を記載する。

(別紙様式第19号) ・ (別紙様式第20号) (略)

(2) 交換分合後の経営等農用地の構想

育成すべき経営体の住所及び氏名																									
圃地番号	土地の所在	地番	地目 (登記)	用途	地積	権利の内容						利用意の内容						圃地ごとの概況 (1圃地当たりの面積)							
						所有権	権利の内容	利用意の種類		設定期間		委託者		水稲作の作業			水稲作以外の作業			委託者					
						所有権	権利の内容	種類	期間	月	年	住所	氏名	育苗	耕起	代かき	田植え	防除	稲刈	脱穀	全作業	水稲作以外の作業	住所	氏名	
					ha																				ha
小計																									
小計																									
合計																									

(注) (略)

(別紙様式第18号)

耕作放棄地対策調査

地区名		事業主体	
-----	--	------	--

1. 耕作放棄地面積及び復元工事に係る工事対象面積

(1) 耕作放棄地面積:      ha      (2) 復元に係る工事対象面積      ha (初年度実施面積      ha)

2. 耕作放棄地の状況

.....

3. 復元工事の内容

全体内容			初年度内容		
工事費	面積	備考	工事費	面積	備考
千円	ha		千円	ha	

4. 復元後の措置

区分	所有権移転	利用権設定	農作業委託	合計
全体面積	ha	ha	ha	ha
経営体への集積面積				

(注) ① 「2の耕作放棄地の状況」については、耕作放棄の期間の他、「萱類が密生している。」「畦畔が破損している。」「暗渠が機能していない。」等の内容を記載する。  
 ② 「3の復元工事の内容」は、全体内容と初年度に分け記載することし、「備考」欄には、工種（刈払、雑物除去、表土整地、畦畔復旧、暗渠復旧等）を記載する。

(別紙様式第19号) ・ (別紙様式第20号) (略)

(別紙様式第21号)

農地中間管理権等設定等調書

(1) 農地中間管理権等設定の状況

買成すべき経営体 住所 氏名 (名称)	土地の所在	地番	地目 (登記)	用途	地種	農地中間管理権等の種類			設定期間			貸し手		備考	
						貸借権	使用貸借権	作業委託	年月	年月	年月	住所	氏名		
					ha										

(注) 1 交換分合後、新たな農地中間管理権等を行うものについて記入する。  
2・3 (略)

(2) (略)

(別紙様式第22号)

経営等農用地調書

1 総括表

買成すべき経営体(又は名称)	交換分合前						交換分合後の措置						経営等農用地の面積(合計)の増
	所有権の面積 ①	農地中間管理権等の面積 ②	経営農用地の面積 ③(①+②)	農作業委託の面積 ④	経営等農用地の面積 ⑤(③+④)	国地款 面積	所有権の面積 ①	農地中間管理権等の面積 ②	経営農用地の面積 ③(①+②)	農作業委託の面積 ④	経営等農用地の面積 ⑤(③+④)	国地款 面積	
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計													

(注) (略)

(別紙様式第21号)

利用権設定等調書

(1) 利用権設定の状況

買成すべき経営体 住所 氏名 (名称)	土地の所在	地番	地目 (登記)	用途	地種	利用権の種類			設定期間			貸し手		備考	
						貸借権	使用貸借権	作業委託	年月	年月	年月	住所	氏名		
					ha										

(注) 1 交換分合後、新たな利用権設定を行うものについて記入する。  
2・3 (略)

(2) (略)

(別紙様式第22号)

経営等農用地調書

1 総括表

買成すべき経営体(又は名称)	交換分合前						交換分合後の措置						経営等農用地の面積(合計)の増
	所有権の面積 ①	利用権の面積 ②	経営農用地の面積 ③(①+②)	農作業委託の面積 ④	経営等農用地の面積 ⑤(③+④)	国地款 面積	所有権の面積 ①	利用権の面積 ②	経営農用地の面積 ③(①+②)	農作業委託の面積 ④	経営等農用地の面積 ⑤(③+④)	国地款 面積	
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計													

(注) (略)

## 2 育成すべき経営体別内訳

### (1) 交換分合前の経営等農用地

育成すべき経営体の住所及び氏名																						
国地番号	土地の所在	地番	地目 (登記)	用途	地積	権利の内容			農地中間管理機構等の内容					農作業の委託の内容	同地との関係 (即ち前地 積積)							
						所有権	借権	賃借権	農地中間管理機構等の種類	設定期間	委託者	水稲作の作業										
								年 月 ~ 年 月	住 所	氏 名	育苗	耕起	代かき	田植え	防除	稲刈	全作業	水稲作以外の作業	委託者	住 所	氏 名	
					ha																ha	
小計																						
小計																						
合計																						

(注) (略)

### (2) 交換分合後の経営等農用地

育成すべき経営体の住所及び氏名																						
国地番号	土地の所在	地番	地目 (登記)	用途	地積	権利の内容			農地中間管理機構等の内容					農作業の委託の内容	同地との関係 (即ち前地 積積)							
						所有権	借権	賃借権	農地中間管理機構等の種類	設定期間	委託者	水稲作の作業										
								年 月 ~ 年 月	住 所	氏 名	育苗	耕起	代かき	田植え	防除	稲刈	全作業	水稲作以外の作業	委託者	住 所	氏 名	
					ha																	
小計																						
小計																						
合計																						

(注) (略)

(別紙様式第23号)

土地利用区分調書

1 (略)

## 2 交換分合実施地区の概要

(1) (略)

## 2 育成すべき経営体別内訳

### (1) 交換分合前の経営等農用地

育成すべき経営体の住所及び氏名																						
国地番号	土地の所在	地番	地目 (登記)	用途	地積	権利の内容			利用権の内容					農作業の委託の内容	同地との関係 (即ち前地 積積)							
						所有権	借権	賃借権	利用権の種類	設定期間	委託者	水稲作の作業										
								年 月 ~ 年 月	住 所	氏 名	育苗	耕起	代かき	田植え	防除	稲刈	全作業	水稲作以外の作業	委託者	住 所	氏 名	
					ha																	
小計																						
小計																						
合計																						

(注) (略)

### (2) 交換分合後の経営等農用地

育成すべき経営体の住所及び氏名																						
国地番号	土地の所在	地番	地目 (登記)	用途	地積	権利の内容			利用権の内容					農作業の委託の内容	同地との関係 (即ち前地 積積)							
						所有権	借権	賃借権	利用権の種類	設定期間	委託者	水稲作の作業										
								年 月 ~ 年 月	住 所	氏 名	育苗	耕起	代かき	田植え	防除	稲刈	全作業	水稲作以外の作業	委託者	住 所	氏 名	
					ha																	
小計																						
小計																						
合計																						

(注) (略)

(別紙様式第23号)

土地利用区分調書

1 (略)

## 2 交換分合実施地区の概要

(1) (略)

(2) 育成すべき経営体に係る交換分合前後の概要

育成すべき経営体の氏名(又は名称)	交換分合前					交換分合後の措置							
	所有権の面積 ①	農地中間管理機構の面積 ②	経営農用地の面積 ③(①+②)	農作業受委託の面積 ④	経営等農用地の面積 ③+④	所有権の面積 ①	農地中間管理機構の面積 ②	経営農用地の面積 ③(①+②)	農作業受委託の面積 ④	経営等農用地の面積 ③+④		左のうち農用地保全区域に係る面積	左のうち担い手育成区域に係る面積
										団地数	面積		
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注) (略)

(別紙様式第24号)

耕作放棄地復元工事調書

地区名		事業主体			
-----	--	------	--	--	--

1. 耕作放棄地面積及び復元工事に係る工事対象面積

(1) 耕作放棄地面積:    ha    (2) 復元に係る工事対象面積    ha (2年度実施面積    ha)

2. 復元工事を実施した土地の表示等

NO	市町村	大字	字	地番	地目	地積	所有者住所氏名	復元工事の工種	備考
						m <sup>2</sup>			
合計									

3. 復元工事の経費

全体内容			2年度内容		
工事費	面積	備考	工事費	面積	備考
千円	ha		千円	ha	

4. 復元後の措置(全体)

区分	所有権移転	農地中間管理機構等設定	農作業受委託	合計
全体面積	ha	ha	ha	ha
経営体への集積面積				

(注) 2の「復元工事を実施した土地の表示等」の「復元工事の工種」欄には、刈払、雑物除去、表土整地、畦畔復旧、暗渠復旧等の工種を記入する。

(別紙様式第25号)

(略)

(2) 育成すべき経営体に係る交換分合前後の概要

育成すべき経営体の氏名(又は名称)	交換分合前					交換分合後の措置							
	所有権の面積 ①	利用権の面積 ②	経営農用地の面積 ③(①+②)	農作業受委託の面積 ④	経営等農用地の面積 ③+④	所有権の面積 ①	利用権の面積 ②	経営農用地の面積 ③(①+②)	農作業受委託の面積 ④	経営等農用地の面積 ③+④		左のうち農用地保全区域に係る面積	左のうち担い手育成区域に係る面積
										団地数	面積		
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注) (略)

(別紙様式第24号)

耕作放棄地復元工事調書

地区名		事業主体			
-----	--	------	--	--	--

1. 耕作放棄地面積及び復元工事に係る工事対象面積

(1) 耕作放棄地面積:    ha    (2) 復元に係る工事対象面積    ha (2年度実施面積    ha)

2. 復元工事を実施した土地の表示等

NO	市町村	大字	字	地番	地目	地積	所有者住所氏名	復元工事の工種	備考
						m <sup>2</sup>			
合計									

3. 復元工事の経費

全体内容			2年度内容		
工事費	面積	備考	工事費	面積	備考
千円	ha		千円	ha	

4. 復元後の措置(全体)

区分	所有権移転	利用権設定	農作業受委託	合計
全体面積	ha	ha	ha	ha
経営体への集積面積				

(注) 2の「復元工事を実施した土地の表示等」の「復元工事の工種」欄には、刈払、雑物除去、表土整地、畦畔復旧、暗渠復旧等の工種を記入する。

(別紙様式第25号)

(略)



(別紙様式第26号)

**同意書**

〇〇地区の交換分合計画を定めることにつき、土地改良法第97条第3項の規定により同意します。

1. 交換分合を行おうとする農用地

所在	田	畑	その他	計	備考
〇町〇〇地区	録	録	録	録	
△町△△地区					
合計					

2. 交換分合を行うべき目的

(地区の実態に基づいた農用地の集団化その他農業構造の改善に資するものであることを簡潔に記載する。)

3. 交換分合を行う要領

(地区の実態に基づいた農用地の集団化の方法、合意形成の方法、調査の方法、交換分合計画樹立の方法を簡潔に記載する。)

4. 当該農用地について、土地改良法第97条第1項に掲げる権利を有する者の総数 〇〇人

5. 同意者住所氏名

権利名	住所	氏名

(別紙様式第26号)

**同意署名簿**

〇〇地区の交換分合計画を定めることにつき、土地改良法第97条第3項の規定により同意します。

1. 交換分合を行おうとする農用地

所在	田	畑	その他	計	備考
〇町〇〇地区	録	録	録	録	
△町△△地区					
合計					

2. 交換分合を行うべき目的

(地区の実態に基づいた農用地の集団化その他農業構造の改善に資するものであることを簡潔に記載する。)

3. 交換分合を行う要領

(地区の実態に基づいた農用地の集団化の方法、合意形成の方法、調査の方法、交換分合計画樹立の方法を簡潔に記載する。)

4. 当該農用地について、土地改良法第97条第1項に掲げる権利を有する者の総数 〇〇人

5. 同意者住所氏名

権利名	住所	氏名	署名(記名を含む。)	押印

(別紙様式第27号)

同意書

殿

私が所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（ ）を有する土地について、〇〇地区の交換分合計画を定めることにつき、土地改良法第102条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定により同意します。

年 月 日

住 所：

氏 名： \_\_\_\_\_ (削る。)

(注) ①～③ (略)

④ 同意書は、交換分合計画書のうち様式第12号の次に綴り込む。

(別紙様式第27号)

同意書

殿

私が所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（ ）を有する土地について、〇〇地区の交換分合計画を定めることにつき、土地改良法第102条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定により同意します。

年 月 日

住 所：

氏 名： \_\_\_\_\_ (印)

(注) ①～③ (略)

④ 同意書は、交換分合計画書のうち様式第12号の次に綴り込み、同様式との綴目に事業主体の公印により、契印を押印する。

(別紙様式第28号)

第 年	月	号 日
〇〇〇土地改良区理事長	〇〇市(町・村)農業委員会会長	〇〇〇〇 <u>(削る。)</u>
農用地等の交換分合計画に関する意見聴取について		
<p>この度、貴区地区に係る〇〇市(町・村)の土地につき、土地改良法に基づく農用地等の交換分合計画を、下記により定めたので、同法第97条第4項の規定により、貴区の御意見をいただきたくよろしく申し上げます。</p> <p>なお、意見は、 月 日までに御回答いただきたくよろしく申し上げます。</p>		
記		
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 交換分合を行おうとする農用地</li><li>2. 交換分合を行うべき目的</li><li>3. 交換分合を行う要領</li></ol>		

(注) (略)

(別紙様式第29号)

(略)

(別紙様式第28号)

第 年	月	号 日
〇〇〇土地改良区理事長	〇〇市(町・村)農業委員会会長	〇〇〇〇 <u>印</u>
農用地等の交換分合計画に関する意見聴取について		
<p>この度、貴区地区に係る〇〇市(町・村)の土地につき、土地改良法に基づく農用地等の交換分合計画を、下記により定めたので、同法第97条第4項の規定により、貴区の御意見をいただきたくよろしく申し上げます。</p> <p>なお、意見は、 月 日までに <u>書面をもって</u>御回答いただきたくよろしく申し上げます。</p>		
記		
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 交換分合を行おうとする農用地</li><li>2. 交換分合を行うべき目的</li><li>3. 交換分合を行う要領</li></ol>		

(注) (略)

(別紙様式第29号)

(略)

(別紙様式第30号)

年 月 日

〇〇市(町・村)農業委員会  
会長 〇 〇 〇 〇 (削る。)

土地改良法第98条第2項による交換分合計画の公告の通知

土地改良法第98条第1項により〇農委告示第〇号( 年 月 日)をもって交換分合計画を定めた旨公告したので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

なお、交換分合計画に対して異議があるときは、〇月〇日までに当委員会に対し、申し出てください。この期日を過ぎると異議の申出を受付することはできませんから念のため申し添えます。

記

1. 縦覧すべき書類 〇〇市(町・村)〇〇地区農用地等交換分合計画書
2. 縦覧の期間 年 月 日より  
30日間  
年 月 日まで
3. 縦覧の場所 〇〇市(町・村)農業委員会事務所

(注) (略)

(別紙様式第30号)

年 月 日

〇〇市(町・村)農業委員会  
会長 〇 〇 〇 〇 印

土地改良法第98条第2項による交換分合計画の公告の通知

土地改良法第98条第1項により〇農委告示第〇号( 年 月 日)をもって交換分合計画を定めた旨公告したので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

なお、交換分合計画に対して異議があるときは、〇月〇日までに当委員会に対し、申し出てください。この期日を過ぎると異議の申出を受付することはできませんから念のため申し添えます。

記

1. 縦覧すべき書類 〇〇市(町・村)〇〇地区農用地等交換分合計画書
2. 縦覧の期間 年 月 日より  
30日間  
年 月 日まで
3. 縦覧の場所 〇〇市(町・村)農業委員会事務所

(注) (略)

(別紙様式第31号)

	第	年	月	号	日
〇〇県(都.道.府)知事 殿					
	(事業主体)	〇	〇	〇	〇
	(代表者)	〇	〇	〇	〇 <u>(削る。)</u>
農用地等交換分合計画の認可について(申請)					
〇〇〇〇(事業主体)は、下記の地区において農用地等の交換分合計画を定めたので、土地改良法第〇条第〇項の規定により認可願いたく、別紙関係書類を添えて申請します。					
記					
〇〇市(町・村)〇〇地区					

(注) ①・② (略)

③ 農業協同組合又は農地中間管理機構が事業主体の場合にあつては、土地改良法第100条第2項で準用する土地改良法第99条第1項の規定に基づき認可申請する。

④ (略)

(別紙様式第31号)

	第	年	月	号	日
〇〇県(都.道.府)知事 殿					
	(事業主体)	〇	〇	〇	〇
	(代表者)	〇	〇	〇	〇 <u>印</u>
農用地等交換分合計画の認可について(申請)					
〇〇〇〇(事業主体)は、下記の地区において農用地等の交換分合計画を定めたので、土地改良法第〇条第〇項の規定により認可願いたく、別紙関係書類を添えて申請します。					
記					
〇〇市(町・村)〇〇地区					

(注) ①・② (略)

③ 農業協同組合、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が事業主体の場合にあつては、土地改良法第100条第2項で準用する土地改良法第99条第1項の規定に基づき認可申請する。

④ (略)

(別紙様式第32号)

支払（徴収）通知書番号 第 号

農用地等の交換分合による清算金支払（徴収）通知書

〇〇市（町村）〇〇地区の 年 月 日付け認可に係る農用地等の交換分  
合計画に基づき、土地改良法第108条の規定により、下記のとおり清算金の支払（徴  
収）を行うから通知する。

年 月 日 事業主体： \_\_\_\_\_ (削る。)

記

1. 清算金額 

						円
--	--	--	--	--	--	---

2. 支払期限 年 月 日 から  
徴収 年 月 日 まで

3. 納入場所 〇〇市（町村）〇〇事務所  
支払

納入受領者 住所： \_\_\_\_\_ 殿  
氏名： \_\_\_\_\_

(領収欄)

受付日付	受領者氏名	受領額	残額
		円	円

(注) ① 清算金の受領の際はこの通知書を持参して下さい。  
② 期限内に受領されないときは供託することがありますから注意して下さい。

(別紙様式第32号)

支払（徴収）通知書番号 第 号

農用地等の交換分合による清算金支払（徴収）通知書

〇〇市（町村）〇〇地区の 年 月 日付け認可に係る農用地等の交換分  
合計画に基づき、土地改良法第108条の規定により、下記のとおり清算金の支払（徴  
収）を行うから通知する。

年 月 日 事業主体： \_\_\_\_\_ 印

記

1. 清算金額 

						円
--	--	--	--	--	--	---

2. 支払期限 年 月 日 から  
徴収 年 月 日 まで

3. 納入場所 〇〇市（町村）〇〇事務所  
支払

納入受領者 住所： \_\_\_\_\_ 殿  
氏名： \_\_\_\_\_

(領収欄)

受付日付印	受領者氏名印	受領額	残額
		円	円

(注) ① 清算金の受領の際はこの通知書と印鑑を持参して下さい。  
② 期限内に受領されないときは供託することがありますから注意して下さい。

